

平成30年9月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成30年7月内容）

有効求人数	40,462人	対前年同月比 5.3%増（47か月連続の増加）
有効求職者数	31,558人	対前年同月比 4.9%減（7か月連続の減少）
有効求人倍率	1.34倍	対前月比 0.05ポイント増

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

2 鹿児島県最低賃金が改定されます

鹿児島県最低賃金が、1時間当たり761円に改定され、本年10月1日から発効します。

3 第69回全国労働衛生週間の実施について

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」をスローガンとして、10月1日から7日までを本週間とし、9月1日から30日までを準備期間として展開されます。

本県においては、過重労働による健康障害防止対策等の普及促進のため、9月6日から県内20か所で説明会を開催します。

4 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

労働安全衛生法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を徹底するため、集中的・重点的な指導を実施します。

5 「障害者就職面接会」の開催

9月の「障害者雇用支援月間」に合わせて、障害者・事業主双方への就業に関する出会いの場を提供するために「障害者就職面接会」を県内2か所で開催します。

<開催日時・場所>

日 時	会 場
平成30年9月21日（金）午後1時～4時	ホテルさつき苑
平成30年9月27日（木）午後1時～4時	鹿児島サンロイヤルホテル

6 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の開催

職場において、同僚や上司が共に働く精神・発達障害者の障害特性について理解し、職場の応援者となっていただくための「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を県内3か所で開催します。

なお、10月以降も講座開催や企業を訪問しての出前講座を予定しています。

<開催日時・場所>

日 時	会 場
平成30年9月4日（火） 午後1時30分～（約2時間程度）	始良市公民館2階会議室
平成30年9月14日（金） 午後1時30分～（約2時間程度）	出水公共職業安定所
平成30年9月21日（金） 午後1時30分～（約2時間程度）	ポリテクセンター鹿児島

7 「ハローワークかごしま」は「鹿児島市立病院」とがん患者等の就職支援のため協定を締結

鹿児島公共職業安定所（所長 藤田 正弘）は、平成30年9月から鹿児島市立病院と「長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業」に基づく協定を締結し、専門の支援を行う就職支援ナビゲーターによる病院への出張相談など、がん患者等に対する職業相談から就職後の定着まで一貫した支援を実施します。

7月の有効求人倍率は1.34倍で、前月を0.05ポイント上回り、過去最高となる

鹿児島県の7月の有効求人倍率（季節調整値）は1.34倍となり、前月を0.05ポイント上回りました。

新規求人倍率（同）は2.01倍となり、前月を0.12ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率（原数値）は0.94倍となり、前年同月（0.80倍）を0.14ポイント上回りました。

新規求人数（同）は前年同月に比べ、10.0%増と2か月ぶりに増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業（1.1%減）は8か月ぶりの減少、製造業（0.6%増）は21か月連続の増加、運輸業、郵便業（1.1%減）は2か月連続の減少、卸売業、小売業（12.9%増）は3か月ぶりの増加、宿泊業、飲食サービス業（3.1%増）は2か月ぶりの増加、医療、福祉（18.4%増）は33か月連続の増加、他のサービス業（32.6%増）は3か月連続の増加となりました。

新規求職者数（同）は前年同月に比べ4.0%減と4か月連続の減少となりました。

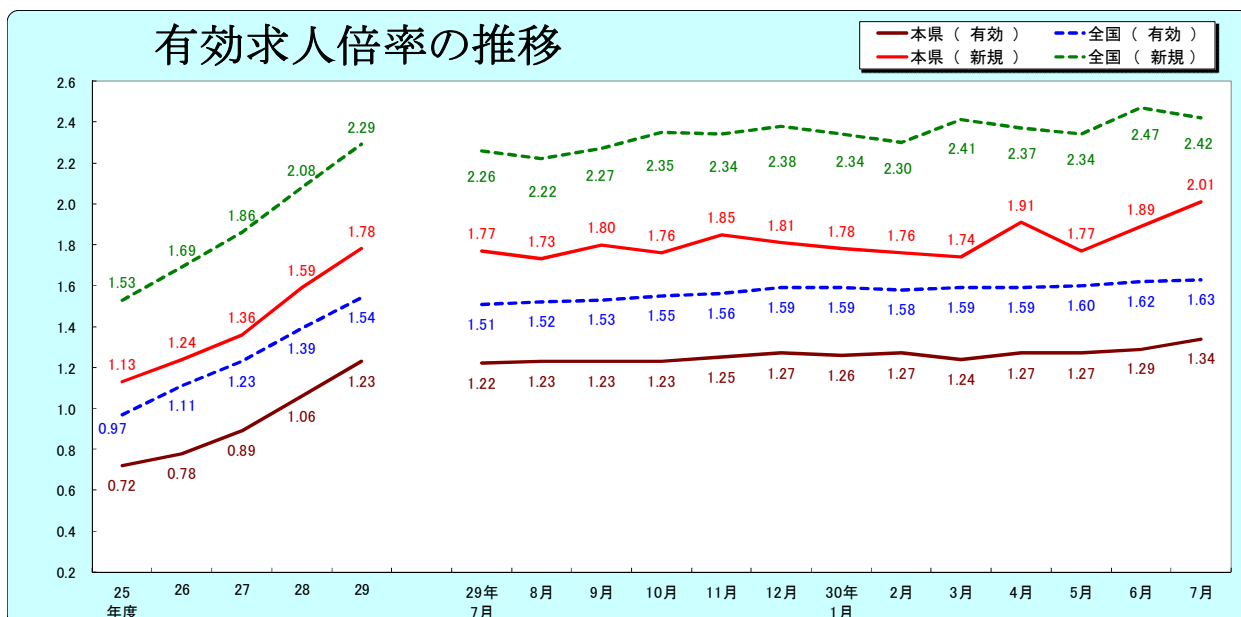
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者（1.0%減）は4か月連続の減少、離職求職者（3.8%減）は2か月連続の減少、無業求職者（10.9%減）は18か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者（0.1%増）は2か月ぶりの増加、自己都合離職者（6.5%減）は3か月連続の減少となりました。

政府の7月の月例経済報告では、個人消費、設備投資、輸出、生産、企業収益、雇用情勢、消費者物価については、いずれの項目も据え置かれました。景気の基調判断は、「緩やかに回復している」と据え置かれました。また、雇用情勢は「着実に改善している」と据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率（季節調整値）が27か月連続で1倍台となり、有効求人数（原数値）が、47か月連続で前年同月を上回り、7月としては過去最高となるなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善しているものの、産業により求人の増減にばらつきがみられることから、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

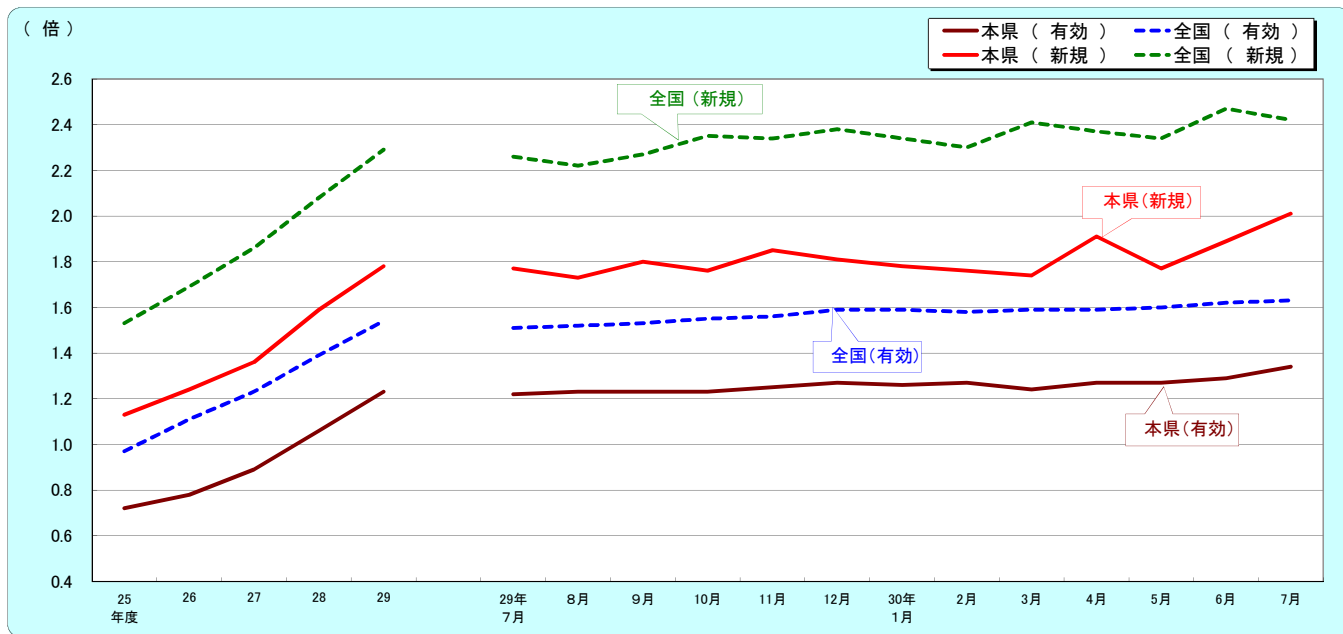


最近の雇用失業情勢 (平成30年 7月分)

概況

- 鹿児島県の7月の有効求人倍率(季節調整値)は1.34倍となり、前月を0.05ポイント上回った。
なお、全国の7月の有効求人倍率(季節調整値)は1.63倍となり、前月を0.01ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



		25年度	26	27	28	29	29年7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
有効求人倍率	本県	0.72	0.78	0.89	1.06	1.23	1.22	1.23	1.23	1.23	1.25	1.27	1.26	1.27	1.24	1.27	1.27	1.29	1.34
	全国	0.97	1.11	1.23	1.39	1.54	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59	1.60	1.62	1.63
新規求人倍率	本県	1.13	1.24	1.36	1.59	1.78	1.77	1.73	1.80	1.76	1.85	1.81	1.78	1.76	1.74	1.91	1.77	1.89	2.01
	全国	1.53	1.69	1.86	2.08	2.29	2.26	2.22	2.27	2.35	2.34	2.38	2.34	2.30	2.41	2.37	2.34	2.47	2.42

*29年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

7月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ10.0%増と2ヶ月ぶりの増加となった。

7月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(1.1%減)は8ヶ月ぶりの減少、【製造業】(0.6%増)は21ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(1.1%減)は2ヶ月連続の減少、【卸売業、小売業】(12.9%増)は3ヶ月ぶりの増加、【宿泊業、飲食サービス業】(3.1%増)は2ヶ月ぶりの増加、【医療、福祉】(18.4%増)は33ヶ月連続の増加、【サービス業】(32.6%増)は3ヶ月連続の増加となった。

7月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ5.3%増と47ヶ月連続の増加となった。

()内前年同月比(%)

	平成29年度 (月平均)		平成30年							
新産業分類			4月		5月		6月		7月	
新規求人数	14,686	(10.4)	15,213	(6.4)	14,715	(3.9)	14,031	(▲ 1.7)	14,958	(10.0)
D 建設業	1,210	(18.0)	1,285	(3.8)	1,259	(16.6)	1,320	(4.6)	1,211	(▲ 1.1)
E 製造業	1,474	(20.7)	1,313	(2.3)	1,597	(3.6)	1,329	(0.5)	1,559	(0.6)
H 運輸業、郵便業	643	(7.5)	460	(▲ 9.1)	839	(10.8)	600	(▲ 19.1)	453	(▲ 1.1)
I 卸売業、小売業	2,258	(2.4)	2,492	(8.6)	2,297	(▲ 3.8)	1,973	(▲ 6.0)	2,336	(12.9)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,211	(6.1)	1,528	(▲ 5.0)	1,063	(0.4)	1,078	(▲ 13.6)	1,379	(3.1)
P 医療、福祉	3,939	(9.9)	4,307	(25.5)	3,840	(0.9)	4,012	(2.4)	4,219	(18.4)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,585	(9.6)	1,449	(▲ 6.8)	1,748	(12.2)	1,601	(2.2)	1,653	(32.6)
有効求人数	40,572	(12.8)	42,381	(7.4)	41,276	(5.6)	40,405	(3.3)	40,462	(5.3)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

7月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ4.0%減と4ヶ月連続の減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(1.0%減)は4ヶ月連続の減少となった。

また、離職求職者(3.8%減)は2ヶ月連続の減少、無業求職者(10.9%減)は18ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(0.1%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。

自己都合離職者(6.5%減)は3ヶ月連続の減少となった。

7月の受給資格決定件数(2.3%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。

また、受給者実人員(1.2%増)は2ヶ月ぶりの増加となった。

7月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ4.9%減と7ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成29年度 (月平均)		平成30年							
			4月		5月		6月		7月	
新規求職者数	8,246	(▲ 1.3)	10,676	(▲ 0.1)	8,646	(▲ 0.8)	7,560	(▲ 8.0)	7,068	(▲ 4.0)
44歳以下	4,659	(▲ 4.5)	5,505	(▲ 3.0)	4,663	(▲ 7.0)	4,111	(▲ 11.5)	3,790	(▲ 9.0)
※うち34歳以下	2,901	(▲ 5.1)	3,416	(▲ 5.7)	2,827	(▲ 8.8)	2,525	(▲ 14.1)	2,349	(▲ 12.3)
45歳以上	3,587	(3.2)	5,171	(3.3)	3,983	(7.5)	3,449	(▲ 3.5)	3,278	(2.6)
うち55歳以上	2,148	(7.2)	3,457	(4.2)	2,376	(7.2)	2,107	(▲ 0.7)	2,024	(5.4)
雇用保険受給 資格決定件数	2,036	(▲ 3.0)	3,304	(▲ 6.9)	2,887	(3.5)	1,959	(▲ 4.5)	1,761	(2.3)
有効求職者数	33,052	(▲ 2.5)	34,915	(▲ 1.9)	34,804	(▲ 2.3)	33,339	(▲ 4.5)	31,558	(▲ 4.9)
44歳以下	17,336	(▲ 4.8)	17,629	(▲ 5.0)	17,434	(▲ 5.8)	16,626	(▲ 7.9)	15,820	(▲ 8.7)
※うち34歳以下	10,709	(▲ 5.4)	10,854	(▲ 6.0)	10,716	(▲ 7.0)	10,197	(▲ 9.0)	9,668	(▲ 10.3)
45歳以上	15,716	(0.1)	17,286	(1.4)	17,370	(1.5)	16,713	(▲ 0.9)	15,738	(▲ 0.8)
うち55歳以上	9,815	(1.7)	11,133	(3.0)	11,234	(2.6)	10,796	(0.1)	10,019	(0.8)
雇用保険受給者 実人員	6,202	(▲ 6.5)	5,432	(▲ 3.6)	6,417	(0.4)	6,194	(▲ 4.3)	6,743	(1.2)

※(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	平成29年度 (月平均)		平成30年							
			4月		5月		6月		7月	
新規常用求職者	8,181	(▲ 1.1)	10,619	(▲ 0.2)	8,569	(▲ 0.8)	7,403	(▲ 8.0)	6,939	(▲ 3.9)
在職求職者	2,384	(6.6)	1,915	(▲ 2.5)	2,095	(▲ 2.2)	1,951	(▲ 8.7)	1,880	(▲ 1.0)
離職求職者	4,887	(▲ 3.0)	7,681	(2.6)	5,539	(0.9)	4,670	(▲ 5.2)	4,363	(▲ 3.8)
うち事業主都合	1,095	(▲ 3.0)	2,315	(▲ 0.3)	1,257	(3.5)	972	(▲ 5.9)	962	(0.1)
うち自己都合	3,543	(▲ 3.0)	4,835	(3.3)	3,941	(▲ 1.2)	3,444	(▲ 5.2)	3,162	(▲ 6.5)
無業求職者	911	(▲ 8.3)	1,023	(▲ 14.1)	935	(▲ 7.1)	782	(▲ 20.4)	696	(▲ 10.9)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

7月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ4.7%減と2ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成29年度 (月平均)		平成30年							
			4月		5月		6月		7月	
就職件数	3,375	(▲ 4.6)	4,142	(10.1)	3,986	(4.6)	3,368	(▲ 9.9)	3,027	(▲ 4.7)
44歳以下	1,962	(▲ 7.6)	2,318	(2.5)	2,229	(1.3)	1,912	(▲ 13.4)	1,716	(▲ 7.9)
※うち34歳以下	1,083	(▲ 8.3)	1,283	(▲ 3.1)	1,228	(▲ 1.5)	1,067	(▲ 13.0)	935	(▲ 11.0)
45歳以上	1,413	(▲ 0.1)	1,824	(21.5)	1,757	(9.3)	1,456	(▲ 4.8)	1,311	(▲ 0.2)
うち55歳以上	732	(4.4)	971	(25.8)	1,003	(15.0)	777	(▲ 5.0)	706	(7.8)
雇用保険受給者	832	(▲ 1.5)	842	(9.8)	1,036	(2.5)	899	(▲ 12.3)	852	(1.9)

5. 完全失業率(全国)

	27年平均	28年平均	29年平均	2月	3月	4月	5月	6月	7月
完全失業率 (%)	3.4	3.1	2.8	2.5	2.5	2.5	2.2	2.4	2.5
完全失業者数 (万人)	222	208	190	166	173	180	158	168	172

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の職業紹介状況(原数値)

() 内前年同月比(求人数、求職者数は%,その他はポイント)

	平成29年度 (月平均)		平成30年							
			4月		5月		6月		7月	
正社員新規求人倍率	1.17	(0.19)	1.00	(0.14)	1.21	(0.14)	1.33	(0.13)	1.44	(0.26)
正社員新規求人数	6,150	(14.7)	6,331	(13.6)	6,315	(7.4)	6,194	(0.1)	6,396	(14.4)
全新規求人における 構成比	41.9%	(1.6)	41.6%	(2.6)	42.9%	(1.4)	44.1%	(0.8)	42.8%	(1.7)
新規常用フルタイム 求職者数	5,273	(▲ 3.4)	6,341	(▲ 1.7)	5,210	(▲ 5.3)	4,658	(▲ 9.5)	4,454	(▲ 5.8)
全新規求職者における 構成比	63.9%	(1.5)	59.4%	(▲ 1.0)	60.3%	(▲ 2.8)	61.6%	(▲ 1.0)	63.0%	(▲ 1.3)
正社員有効求人倍率	0.85	(0.17)	0.86	(0.13)	0.87	(0.13)	0.90	(0.12)	0.94	(0.14)
全 国	1.03	(0.14)	1.02	(0.11)	1.03	(0.12)	1.08	(0.13)	1.11	(0.13)
正社員有効求人数	17,199	(16.9)	18,071	(13.1)	17,868	(11.5)	17,647	(7.0)	17,794	(9.2)
全有効求人における 構成比	42.4%	(1.5)	42.6%	(2.1)	43.3%	(2.3)	43.7%	(1.5)	44.0%	(1.6)
有効常用フルタイム 求職者数	20,352	(▲ 5.4)	20,940	(▲ 4.3)	20,590	(▲ 5.2)	19,603	(▲ 7.3)	18,878	(▲ 6.9)
全求職者における 構成比	61.6%	(▲ 1.9)	60.0%	(▲ 1.4)	59.2%	(▲ 1.8)	58.8%	(▲ 1.8)	59.8%	(▲ 1.3)

※常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.平成30年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職 13,250 有効求人 17,536 求人倍率 1.32	13,572 17,156 1.26	13,007 16,956 1.30	12,236 16,996 1.39									52,065 68,644 1.32
北薩地域	有効求職 4,488 有効求人 5,804 求人倍率 1.29	4,477 5,651 1.26	4,332 5,329 1.23	4,087 5,264 1.29									17,384 22,048 1.27
川内	有効求職 2,210 有効求人 2,910 求人倍率 1.32	2,254 2,834 1.26	2,180 2,544 1.17	2,040 2,467 1.21									8,684 10,755 1.24
出水	有効求職 1,847 有効求人 2,163 求人倍率 1.17	1,826 2,111 1.16	1,766 2,152 1.22	1,691 2,167 1.28									7,130 8,593 1.21
宮之城	有効求職 431 有効求人 731 求人倍率 1.70	397 706 1.78	386 633 1.64	356 630 1.77									1,570 2,700 1.72
大隅地域	有効求職 4,872 有効求人 5,707 求人倍率 1.17	4,784 5,531 1.16	4,274 5,278 1.23	4,129 5,282 1.28									18,059 21,798 1.21
鹿屋	有効求職 3,106 有効求人 3,854 求人倍率 1.24	3,027 3,748 1.24	2,722 3,630 1.33	2,690 3,562 1.32									11,545 14,794 1.28
大隅	有効求職 1,766 有効求人 1,853 求人倍率 1.05	1,757 1,783 1.01	1,552 1,648 1.06	1,439 1,720 1.20									6,514 7,004 1.08
南薩地域	有効求職 4,317 有効求人 4,744 求人倍率 1.10	4,302 4,656 1.08	4,219 4,628 1.10	4,060 4,814 1.19									16,898 18,842 1.12
加世田	有効求職 1,640 有効求人 1,671 求人倍率 1.02	1,574 1,674 1.06	1,507 1,649 1.09	1,480 1,605 1.08									6,201 6,599 1.06
伊集院	有効求職 1,642 有効求人 1,661 求人倍率 1.01	1,686 1,634 0.97	1,657 1,665 1.00	1,539 1,926 1.25									6,524 6,886 1.06
指宿	有効求職 1,035 有効求人 1,412 求人倍率 1.36	1,042 1,348 1.29	1,055 1,314 1.25	1,041 1,283 1.23									4,173 5,357 1.28
始良地域	有効求職 5,460 有効求人 6,178 求人倍率 1.13	5,279 5,925 1.12	5,118 5,936 1.16	4,817 5,940 1.23									20,674 23,979 1.16
国分	有効求職 4,667 有効求人 5,423 求人倍率 1.16	4,476 5,189 1.16	4,356 5,238 1.20	4,063 5,245 1.29									17,562 21,095 1.20
大口	有効求職 793 有効求人 755 求人倍率 0.95	803 736 0.92	762 698 0.92	754 695 0.92									3,112 2,884 0.93
熊毛地域	有効求職 580 有効求人 647 求人倍率 1.12	590 635 1.08	671 619 0.92	580 590 1.02									2,421 2,491 1.03
奄美地域	有効求職 1,948 有効求人 1,765 求人倍率 0.91	1,800 1,722 0.96	1,718 1,659 0.97	1,649 1,576 0.96									7,115 6,722 0.94
県計	有効求職 34,915 有効求人 42,381 求人倍率 1.21	34,804 41,276 1.19	33,339 40,405 1.21	31,558 40,462 1.28									134,616 164,524 1.22

※地域別:安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島

始良地域・・・国分、大口

北薩地域・・・川内、出水、宮之城

熊毛地域・・・熊毛

大隅地域・・・鹿屋、大隅

奄美地域・・・名瀬

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

鹿児島県最低賃金が改定されます。

鹿児島県最低賃金が、１時間当たり７６１円に改定され、本年１０月１日から発効いたします。

鹿児島県最低賃金の改正決定については、本年７月４日に鹿児島労働局長が鹿児島地方最低賃金審議会に諮問し、８月６日に同審議会から答申があり、法定の手続きを経て、答申の意見どおりに改定することとなったものです。

昨年１０月１日に発効した時間額７３７円より２４円の引き上げとなっています。

（労働基準部賃金室）

平成30年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。 ※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

概要

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30 円以上	$7/10$ 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $3/4$ ↓ (※) 生産性要件を満たした場合 には $3/4$ 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は $4/5$	1～3人	50 万円	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場
		4～6人	70 万円	
		7人以上	100 万円	
40 円以上		1人以上	70 万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先

- ◆ 全国47都道府県に設置している「働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 「働き方改革推進支援センター」の所在地及び電話番号は、インターネットでご確認ください。

申請先

- ◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。
申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

～・業務改善助成金の活用事例～

具体的な設備投資などについてご参考にしてください

事例1 多機能付きレジスターの導入と従業員のIT研修受講による業務効率化

【所在地】 福岡県 【従業員数】 1～4人
【事業の種類】 飲食業・販売業

精算・管理業務を効率化するため、集計レポート機能及び顧客管理機能付きレジスターを導入し、集計・顧客管理機能を使いこなす従業員を育成したい



社長



- 顧客管理等にかかる作業時間の短縮と従業員のスキルアップにより、充実したサービス提供が可能となり、新規顧客の拡大及び業績向上につながった。
- レジ作業や集計業務にかかる時間の短縮によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(最低賃金)を40円引き上げた。

助成金活用のポイント

多機能付きレジスターの導入とIT研修を実施したことで、業務の効率化と従業員の育成につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

事例2 店舗改装による配膳時間の短縮と顧客の安全性・満足度・回転率の向上

【所在地】 愛媛県 【従業員数】 10～19人
【事業の種類】 飲食業

配膳時間の短縮と安全な配膳提供のために、店舗の客席レイアウトを変更したい



社長



- 配膳にかかる時間が短縮した分、回転率が向上するとともに、細やかな顧客サービスの提供が可能になり、顧客満足度が向上した。
- 配膳にかかる提供時間の短縮によって生産性が向上し、3人のパート従業員の時間給(最低賃金)を平均110円引き上げた。さらに、全パート従業員の時間給を引き上げた。

助成金活用のポイント

店舗の客席レイアウトの見直しを行うことで、配膳時間の短縮と、安全性や顧客満足度の向上につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

事例3 POSレジシステムの導入による計算ミスの防止と待ち時間の短縮

【所在地】 山口県 【従業員数】 10～19人
【事業の種類】 クリーニング業

計算ミスと長い待ち時間が発生している。業務を標準化したい



社長

誰でも一貫した顧客対応が可能なPOSレジシステムを導入



- ポイント算出にかかる作業時間や計算ミスがなくなったことで、顧客の待ち時間等に対する不満や、不必要なポイント付与がなくなった。
- 接客にかかる時間短縮及び顧客情報の一元管理によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給(最低賃金)を50円引き上げた。

助成金活用のポイント

POSレジシステム導入により、早く正確に顧客へポイントを付与し、空いた時間を従業員のスキルアップに充てることで、顧客の満足度上昇につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

事例4 温泉加温ボイラー導入による作業負担軽減

【所在地】 長崎県 【従業員数】 5～9人
【事業の種類】 共同浴場経営

従業員が受付から温度管理まで1人で行うには限界がある



社長

温度管理を手元で行うことができる新型加温ボイラーを導入したい



- 手元での温度管理を可能にしたことで、確認や調整にかかる負担が軽減されたとともに、燃料費の削減にもつながった。
- 温度管理にかかる時間の短縮によって生産性が向上し、2人の従業員の時間給(最低賃金)を40円引き上げた。さらに管理部門を除く現場の全従業員の昇給を実施した。

助成金活用のポイント

新型加温ボイラーを導入したことで、作業負担の軽減につながった。

(※平成27年度時点の制度に基づく事例)

第 69 回全国労働衛生週間の実施について

ー 過重労働による健康障害防止対策、企業におけるメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援対策及び化学物質による健康障害防止対策等の普及促進のため、9月6日から県内 20 か所で説明会を開催します。ー

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところであり、昭和 25 年から始まり今年で第 69 回を迎えます。

今年度の全国労働衛生週間は、「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」をスローガンとして、10 月 1 日から 7 日までを本週間とし、9 月 1 日から 30 日までを準備期間として展開されます（平成 30 年度の実施要綱等は資料 1、2 のとおり）。

準備期間中に、全国労働衛生週間説明会を資料 3 の日程表のとおり、労働基準監督署ごとに開催します。

資料 1 全国労働衛生週間実施要綱

資料 2 第 69 回全国労働衛生週間リーフレット

資料 3 全国労働衛生週間説明会日程表

（労働基準部健康安全課）

平成 30 年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 69 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況についてみると、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は 700 件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む。）の件数は 200 件前後となっている。

また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は 56.6%（平成 28 年労働安全衛生調査（実態調査））にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は 37.1%である。また、労働者の約 3 割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいないと感じている。

この他、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく一般健康診断における有所見率は 5 割を超え、年々増加を続けている。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に関しては、芳香族アミン取扱事業場における膀胱がん事案や吸入性有機粉じんによる肺疾患事案など従来は把握されていなかった重篤な健康障害が発生しているほか、危険性又は有害性等を有する化学物質についてラベル表示や安全データシート（SDS）の交付を行っている譲渡・提供製造者の割合は、それぞれ 60.0%、51.6%（平成 28 年労働安全衛生調査（実態調査）特別集計）にとどまっている状況が認められる。加えて、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物は、耐用年数から推計すると、2030 年頃にその解体棟数がピークを迎えるとされている。

このような状況を踏まえ、第 13 次労働災害防止計画の初年度における取組として、労働者の健康確保対策については、「働き方改革実行計画」（（平成 29 年 3 月働き方改革実現会議決定））等を踏まえ、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談を労働者が安心して受けられる環境整備を促進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の普及を図ることとしている。また、引き続き、「『過労死等ゼロ』緊急対策」に沿って、企業におけるメンタルヘルス対策の取組の実施を強力に推奨することとしている。

また、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援については、「働き方改革実行計画」に基づき、企業の意識改革や企業と医療機関の連携強化、治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みの整備等に着実に取り組むこととしている。

さらに、化学物質対策については、第13次労働災害防止計画の目標達成に向けて、ラベル表示・安全データシート（SDS）の交付・入手の徹底に引き続き取り組むとともに、リスクアセスメントの確実な実施や石綿ばく露防止対策のさらなる強化等に取り組むこととしている。

このような背景を踏まえ、今年度は、
「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」
をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。

- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 改正労働安全衛生規則（平成29年6月1日施行）に基づく、長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
- d 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底
- e 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- f 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善

- c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号）に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。
- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (イ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組を実施する。
- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
 - b SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
 - c ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
 - d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえたばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - e 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
 - f 特殊健康診断等による健康管理の徹底

- g その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
 - (a) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気等の徹底
 - (b) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - a 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
 - (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
 - b 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有煙突断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者への聞取り等の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
 - c 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具の着用等
- (カ) その他の重点事項
 - a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
腰痛予防対策指針（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）に基づく以下の対策の実施
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
 - b 職場における受動喫煙防止対策の推進
 - (a) 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - (b) 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - (c) 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

- c 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策の徹底
 - (a) WBGT 値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 - (b) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
 - (d) 救急措置の事前の確認と実施

イ 労働衛生 3 管理の推進等

- (7) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
 - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (4) 作業環境管理の推進
 - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (5) 作業管理の推進
 - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (I) 健康管理の推進
 - 「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）として、以下の事項を重点的に実施
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(オ) 労働衛生教育の推進

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

(カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施

(キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進

(ク) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

ウ 作業の特性に応じた事項

(ア) 粉じん障害防止対策の徹底

- a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）としての次の事項を重点とした取組の推進
 - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d) じん肺健康診断の着実な実施
 - (e) 離職後の健康管理の推進
- b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

(イ) 電離放射線障害防止対策の徹底

(ウ) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

(エ) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底

(オ) VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進

(カ) 石綿障害予防対策の徹底

- a 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
- b 石綿製品の全面禁止の徹底
- c 労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- d 離職後の健康管理の推進

(キ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進

- a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

エ 東日本大震災及び平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

東日本大震災に関しては(ア)～(ウ)の取組、平成28年熊本地震に関しては(ア)の取組を実施する。

- (7) 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- (イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- (ウ) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

第69回 全国労働衛生週間

平成30年10月1日（月）～7日（日）〔準備期間：9月1日～30日〕

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。69回目となる今年も、各職場で、下記のようなさまざまな取組にご協力ください。

〈スローガン〉

こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革

10月1日～7日

全国労働衛生週間に実施する事項

1. 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
2. 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示 ※今年のスローガンは上記です。
3. 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
4. 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
5. 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

9月1日～30日

準備期間に実施する事項

1. 重点事項 ※取組の詳細は下表をご参照ください。

- (1) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- (2) 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- (3) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (4) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (5) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (6) その他の重点事項

(1) 過重労働による健康障害防止	①時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進や労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ②長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底 ③長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底 ④健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底 ⑤小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用 等
(2) メンタルヘルス対策	①衛生委員会などにおける調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善 ②4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインケア、事業場内産業保健スタッフによるケア、事業場外支援によるケア)推進に関する教育研修等 ③労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備 ④ストレスチェック制度の適切な実施 ⑤職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施 ⑥産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用 等
(3) 治療と仕事の両立支援	①事業者による基本方針等の表明と労働者への周知、研修などによる両立支援に関する意識啓発 ②相談窓口などの明確化 ③両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備 ④治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
(4) 化学物質による健康障害防止	①ラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認 ②SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進及び労働者に対する教育の推進 ③皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認 ④特殊健康診断等による健康管理の徹底 ⑤建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気や有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底 等
(5) 石綿による健康障害防止対策	①労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務での石綿ばく露防止対策の徹底 ②石綿にはばく露するおそれがある建築物等において、労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での石綿ばく露防止対策の徹底 ③禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
(6) その他	①職場における腰痛予防対策指針による、リスクアセスメントやリスク低減対策、労働衛生教育などの腰痛の予防対策の推進 ②受動喫煙の健康影響についての周知啓発、喫煙室等の設置に対する助成などの支援制度を活用した職場における受動喫煙防止対策の推進 ③「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づくWBGT値の正確な把握や水分・塩分の摂取などの熱中症予防対策の徹底

2. 労働衛生3管理の推進など

3. 作業の特性に応じた事項

4. 東日本大震災、平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主な取組事項については、以下の解説サイトや支援をご活用ください。

産業保健総合支援センター・地域窓口

「産業保健総合支援センター（産保センター）」では、職場のメンタルヘルス対策や「治療と仕事の両立支援」などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを提供しています。

支援

<http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



産業保健総合支援センター

検索

ストレスチェックの実施や職場環境の改善、心の健康づくり計画の作成、小規模事業場の産業医活動などに対して、事業主に費用の助成を行っています。

支援

【労働者健康安全機構】

0570-783046



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1253/Default.aspx>

産業保健関係助成金

検索

治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載しています。また、都道府県ごとに両立支援チームを設置し、地域の取組を推進しています。

解説
サイト

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



治療と仕事の両立

検索

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。

支援

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>



治療と仕事の両立支援 助成金

検索

腰痛予防対策

病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とし、腰痛予防に関する講習会を実施しています。

支援

http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html



腰痛予防対策講習会

検索

メンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、「ストレスチェック実施プログラム」（無料）がダウンロードできます。

支援

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/ro-udoukijun/anzeneisei12/>



メンタルヘルス対策・過重労働対策

検索

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置しているほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルヘルス対策に役立つ情報を掲載しています。

支援

解説
サイト

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



こころの耳

検索

化学物質管理

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施していただくため、化学物質を取り扱う事業場で役立つ情報を掲載しています。

解説
サイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質

検索

受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

支援

解説
サイト

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kit-suen/index.html



職場 受動喫煙

検索

働き方改革

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等のための措置を講じます。

解説
サイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



働き方改革

検索

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

第69回全国労働衛生週間説明会 日程表

	日時	会場	所在地
鹿児島署管内	9月6日（木） 13:30 ～	枕崎市市民会館	枕崎市千代田町
	9月7日（金） 13:30 ～	南さつま市総合保健福祉センター ふれあいかせだ いにしへホール	南さつま市加世田川畑
	9月11日（火） 13:30 ～	指宿市民会館	指宿市東方
	9月13日（木） 13:30 ～	ホテルアクアくしきの（旧シーサイドガーデンさのさ）	いちき串木野市長崎町
	9月14日（金） 13:30 ～	鹿児島県歴史資料センター黎明館	鹿児島市城山町
	9月20日（木） 13:30 ～	鹿児島総合卸商業団地協同組合	鹿児島市卸本町
	9月25日（火） 13:30 ～	種子島建設会館	西之表市鴨女町
	9月26日（水） 10:00 ～	屋久島環境文化村センター	屋久島町宮之浦
川内署管内	9月12日（水） 13:30 ～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町
	9月13日（木） 14:00 ～	出水市中央公民館	出水市文化町
鹿屋署管内	9月13日（木） 14:00 ～	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町
	9月21日（金） 13:30 ～	志布志市文化会館	志布志市志布志町
加治木署管内	9月19日（水） 14:00 ～	姶良市文化会館 加音ホール	姶良市加治木町木田
	9月20日（木） 14:00 ～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巢
名瀬署管内	9月6日（木） 13:30 ～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連
	9月11日（火） 13:30 ～	和泊町商工会館	大島郡和泊町和泊
	9月12日（水） 15:30 ～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花
	9月14日（金） 10:00 ～	奄美振興会館（奄美文化センター）	奄美市名瀬長浜町
	9月19日（水） 13:30 ～	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津
	9月21日（金） 13:30 ～	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古仁屋

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づく定期健康診断等については、統計調査の結果等をみると、小規模事業場においては実施率がいまだ低調であり、また、健康診断の結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置（以下「事後措置等」という。）の実施率が非常に低調です。

これらを踏まえ、法に基づく健康診断及び事後措置等の実施を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である毎年 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な指導を行っています。

本年度は、次の事項について集中的・重点的に実施する予定としております。

- ア 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- イ 健康診断結果の記録の保存の徹底
- ウ 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- オ 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- カ 平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」等の周知
- キ 平成 30 年 2 月 5 日付け基発 0205 第 2 号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」等の周知

（労働基準部健康安全課）

「障害者就職面接会」を開催します

平成 29 年度の県内のハローワークによる障害者の就職件数が過去 2 番目の高水準となるなど、障害者の雇用は確実に進んでいますが、一方で、障害者雇用の義務のある企業のうち、雇用率達成企業の割合が平成 29 年 6 月時点で約 6 割（61.7%）の状況であることから、さらなる雇用促進が求められます。

このようなことから、障害者の職業的自立の意欲を喚起するとともに障害者の雇用に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を一層深めるための障害者雇用支援運動として実施される 9 月の「障害者雇用支援月間」に合わせて、障害者・事業主双方への就業に関する出会いの場を提供するために「障害者就職面接会」を県内 2 か所で以下のとおり開催します。

日 時	会 場	主 催	問合せ先
9 月 21 日（金） 午後 1 時～4 時	ホテル さつき苑 （鹿屋市西原 1-9-10）	ハローワーク鹿屋	0994-42-4135
		ハローワーク大隅	099-482-1265
9 月 27 日（木） 午後 1 時～4 時	サンロイヤルホテル （鹿児島市与次郎 1-8-10）	ハローワーク鹿児島	099-250-6071

（職業安定部職業対策課）

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座のご案内

鹿児島労働局では、職場において同僚や上司がともに働く精神・発達障害者の障害特性について理解し、職場における応援者となっていただくための「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を計画しました。

「精神疾患（発達障害を含む）の種類」「精神発達障害の特性」「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について、公共職業安定所（ハローワーク）の精神障害者雇用トータルサポーターが講師となって開催します。

9月の開催日程及び申し込み方法については、下記のとおりです。

記

◆講座開催日

【始良会場】平成30年9月 4日（火）13：30～（約2時間程度）

開催場所：始良市公民館2階会議室（始良市西餅田589）

【出水会場】平成30年9月14日（金）13：30～（約2時間程度）

開催場所：出水公共職業安定所会議室（出水市緑町37-5）

【鹿児島会場】平成30年9月21日（金） 13：30～（約2時間程度）

開催場所：ポリテクセンター鹿児島（鹿児島市東郡元町14-3）

◆申し込み方法

鹿児島労働局ホームページにアクセスいただき、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」リーフレットを印刷の上、必要事項を記入した参加申込書（リーフレットの裏面）を、それぞれの申込期限内に鹿児島労働局職業安定部職業対策課あてへFAXまたは郵送してください。

・鹿児島労働局ホームページ <http://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>
トップページの「イベント情報」をご確認ください。

・鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課

〒892-0847

鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1階

電話：099-219-8712 FAX：099-216-9911

（職業安定部職業対策課）

平成30年度

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 を開催します！

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていくための講座を開始します。



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

◆講座開催日

- ①【始良市会場】平成30年9月 4日（火） 13:30～15:30（受付13:00～）
開催場所：始良市公民館 2 F 会議室（始良市西餅田 5 8 9）
- ②【出水市会場】平成30年9月 14日（金） 13:30～15:30（受付13:00～）
開催場所：出水公共職業安定所会議室（出水市緑町 3 7 - 5）
- ③【鹿児島会場】平成30年9月 21日（金） 13:30～15:30（受付13:00～）
開催場所：ポリテクセンター鹿児島（鹿児島市東郡元 1 4 - 3）



◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について

* 始良市・鹿児島会場では「雇用管理セミナー」も同時開催します！

◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。

◆受講対象： 企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講できます。



※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です。

◆講師：公共職業安定所（ハローワーク）の精神障害者雇用トータルサポーター

◆事業所への【出前講座】もあります。ハローワークから講師が事業所に出向きます（要予約）

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。



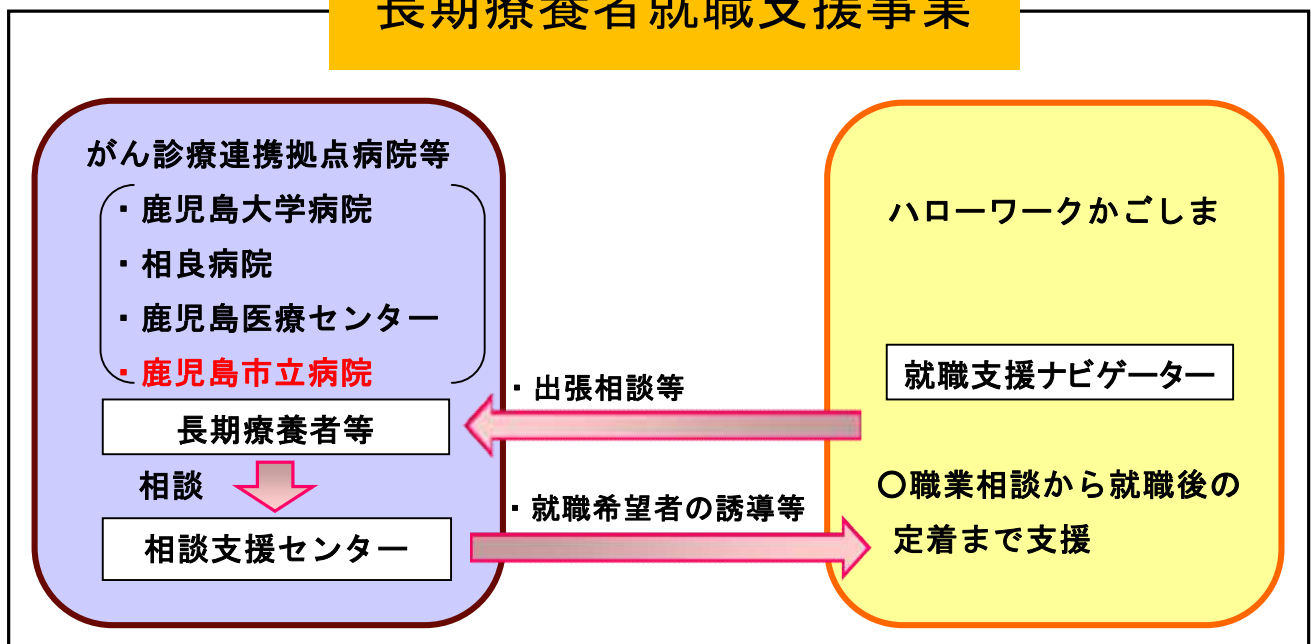
厚生労働省・鹿児島労働局・ハローワーク

「ハローワークかごしま」と「鹿児島市立病院」は協定を締結し、がん患者等の就職を支援します。

鹿児島公共職業安定所（所長 藤田 正弘）は、平成 30 年 9 月から鹿児島市立病院と「長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業」に基づく協定を締結し、専門の支援を行う就職支援ナビゲーターによる病院への出張相談など、がん患者等に対する職業相談から就職後の定着まで一貫した支援を実施します。

※ 県内での「がん診療連携拠点病院等」との協定は、平成 26 年度の国立大学法人鹿児島大学病院、社会医療法人博愛会相良病院、平成 29 年度の独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センターに続き 4 か所目となります。

長期療養者就職支援事業



（職業安定部職業安定課）